

ALPHA NEWS—ONLINE V o l . 4 0

発行者：弁護士法人アルファ総合法律事務所

2021. 3. 19

こんにちは。弁護士法人アルファ総合法律事務所です。

このメールマガジンは、当事務所の弁護士等が名刺交換をさせていただいた方、セミナーへご参加いただいた方、メールマガジンの配信登録をいただいた方、顧問先企業様にお送りしております。なお、配信停止については、当メルマガの末尾よりお願い致します。

※-----※
本メールマガジンは配信専用となります。
当事務所へのお問い合わせやセミナーのお申込につきましては、
下記連絡先へお願い致します。
電話：04-2923-0971（受付時間：平日午前9時～午後6時）
※-----※

皆様こんにちは。
コロナウィルスと対峙する生活になってから1年が経過し、
季節は2度目の春を迎えました。
皆様のご家族や親族の中にも、コロナ渦を乗り越え、
卒業・入学・新生活を迎えるという方がいらっしゃるかと思います。

この1年を振り返ると、年齢や職業／所属を問わず、
働き方・学び方・コミュニケーション方法など、私たちの
生活様式はこれまでの「当たり前」から大きく様変わりしました。

この先も、簡単には全てが元通り・・・とはいかないと思いますが、
それでも、不便の中から便利を見つけ出し、
「あの頃はどうなることかと思った」と言い合えるような
新しい日常が一日も早くやって来ることを、
今か今かと心待ちにしています。

それでは今月のメルマガです。

目次

[1] 事務所からのお知らせ

[2] 代表者コラム：事業承継～親族内承継（２）～
（代表弁護士／税理士 保坂光彦）

[3] 弁護士コラム：観光地応援企画～その１～
（弁護士 田村裕輝）

[4] あとがき

▼▼▼-----
1 事務所からのお知らせ
▲▲▲-----

┌──◆ 弁護士加入のお知らせ ◆-----
└-----

既にご案内済みの顧問先様や企業・士業様もいらっしゃいますが、このたび当事務所では、新たに２名の女性弁護士を迎えることとなりました。

新たな弁護士の加入に伴い、当事務所に所属する弁護士は計８名（男性弁護士３名、女性弁護士５名）となります。

個性豊かな各弁護士の経歴や、取り扱い分野等につきましては、当事務所ホームページにてご紹介しておりますので、ご覧いただければと存じます。

[\(https://alpha-lawoffice.com/intro/\)](https://alpha-lawoffice.com/intro/)

今後も事務所一丸となって取り組んでいく所存ですので、ご指導ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

┌──◆ 無料特別法律相談のご案内 ◆-----
└-----

国分寺オフィス及び所沢オフィスにおいて、特定の日、特定分野【相続／遺言・離婚・交通事故・不動産（オーナー様側）・事業主様に
関するもの】に限定した法律相談会を開催しております。

ご相談時間は、初回 1 時間までの限定となりますが、
相談料無料でご利用いただけますので、上記各分野に該当する
ご相談をご希望のお客様は、無料特別相談についてお気軽に
お問い合わせください。

※令和 3 年 3 月・4 月の特別相談は以下の通り開催する予定です。

< 3 月の予定 >

● 4 週目

2 3 日（火） 事業主／相続・遺言（国分寺オフィス）
※経営者・事業主・役員様が対象／相談内容問わず

2 7 日（土） 離婚（所沢オフィス）

● 5 週目

3 1 日（水） 離婚（所沢オフィス）

< 4 月の予定 >

● 1 週目

3 日（土） 離婚（所沢オフィス）

● 2 週目

8 日（木） 事業主／相続・遺言（所沢オフィス）
※経営者・事業主・役員様が対象／相談内容問わず

1 0 日（土） 離婚（所沢オフィス）

● 3 週目

1 3 日（火） 相続・遺言（国分寺オフィス）

1 7 日（土） 不動産／相続・遺言（所沢オフィス）

※不動産はオーナー様が対象

★ 4 月の国分寺市民相談 ★

『4 月 1 6 日（金）』（毎月第三金曜日）

※国分寺市在住・在勤の方々のご相談について、初回 1 時間まで
無料でご相談を行っております。

相談内容は問いません。また、特別相談と同様の時間帯を
ご案内させていただいております。ご相談を希望される方はお電話
または当事務所ホームページ

（<https://alpha-lawoffice.com/contact/free-seminar/>）より
お申し込みください。

▼▽▼-----
2 事業承継～親族内承継（２）～
▲△▲-----

皆様こんにちは。

弁護士法人アルファ総合法律事務所の
代表弁護士・税理士の保坂光彦です。

前回、現経営者から承継予定者へ株式を移転する方法としては
相続、生前贈与、売買という３つの方法があり、
承継予定者側から見た場合、

（１）売買、（２）生前贈与、（３）相続
の順で金銭的負担が大きいものの、その分、早期かつ確実に
実権を確保することが可能になるという関係に立つという概要を
お話しました。

今回は、このあたりをもう少し掘り下げていきたいと思います。

【株式承継３つの方法の比較】

（１）売買

売買による株式の譲渡、すなわち一定の「（適正な）対価」と
引き換えに株式を引き渡すという方法です。
当然、買主（承継予定者）側からすれば、基本的にその時点における
株式の価値に相当する金銭等を支払わなければなりませんので、
通常は金銭的負担も最大となります（※なお、仮に「売買」という
形式をとっていても、その対価が著しく低額であった場合には、
時価との差額を「贈与」したものと扱われてしまうことになります）。
一方で、売買という形であれば、その時点で
株式に関する権利は移転し、かつ原則として法律関係もその時点で
完結する、すなわち、後々他の相続人等との関係でトラブルが生じる
余地が少ない、という点で簡明であるというメリットがあります。

ちなみに、一言で「売買」といっても、後継予定者が自ら資金を
用意して直接買い取るという方法のほか、後継予定者において
受皿となる会社を設立したうえで外部金融機関等から融資を受け、
その資金により会社が株式を買い取るという方法も考えられます。

（２）贈与

売買という形ではなく、例えば自らの子供などに対しては、対価など求めることなく「無償」で株式を引き継いで貰いたいという場合もあるかもしれません。

この場合、「贈与」という形であれば、その時点で直ちに株式に関する権利が移転するという点では売買と同様であるのに、売買の時のような株式の時価に見合った資金の準備までしなくても実行可能という点がメリットとなります。

一方で、「贈与」という形を選択した場合、条件次第では相続発生時まで問題が持ち越されてしまうリスクがあることを忘れてはなりません。

すわなち、他の相続人にも最低限の取り分として留保される「遺留分」の算定にあたっては、相続発生時の財産だけでなく、過去に贈与された財産も一度持ち戻して計算しなければならないところ、その評価は、贈与を受けた時の時価ではなく“相続開始時（相続人死亡時）を基準として行う”ということになっているからです。

つまり、贈与を受けた時点ではそれほど高額ではなく、問題にならないと思っていた株式の時価が、たまたま相続人の死亡時点では何倍にも跳ね上がってしまったというようなケースにおいては、その処理を巡って大きな問題に発展する可能性もあるなど、結局、実際に相続が発生してみるまでは「完結」と言い切れない点がデメリットとなり得ます。

また、基本的に贈与を受けること自体には対価が不要なのですが、一定の控除額を超えた財産額に対しては「贈与税」がかかってくるという点を見逃すわけにはいきませんし、その負担は一般的に「相続税」の場合よりも重くなってしまうので、予めデメリットを認識したうえで、対策を講じておく必要があります。

（３）相続

売買や贈与では、その時点で株式が承継予定者の手に渡りますので、それ以降は当事者が望む・望まないに関わらず、会社の実権も承継予定者に移るということとなります。

それを避けようとする場合（例えば未だ時期尚早と判断している場合）

には、承継の準備は進めつつ、当面の間、株式の移転そのものは行わないということになるでしょう。

しかし、そうしている間に、結果として現経営者が存命中に株式を譲渡も贈与もしないまま死亡してしまった場合には、それまでの経営者の意向がどのようなものであったかに関わらず、「株式」も相続財産の一部として処理しなければならないこととなります。

この場合、予め遺言が残されているのであれば、まだその内容に応じて無事に承継予定者へ引き継ぐことができるかもしれませんが、遺言書すら作成されていない場合には、相続人全員による遺産分割協議によって決めなければなりませんので、結果的に株式が分散したり、意図しない人物が大株主になってしまうなど、必ずしも想定されていた承継予定者に安定した経営権が承継されるわけではない（現経営者の希望に添わない結果になる）というリスクが生じます。

また、贈与税と比較すれば相対的に負担が少なくなるとはいえ、相続が発生した時点での評価額で課税されてしまう（その段階から可能な対策はあまりない）という時点で、相続を待つだけの承継には不確定要素やリスクが多いといえます。

（続く）

▼▽▼-----

3 [弁護士コラム] ～観光地応援企画・その1～

▲△▲-----

お世話になっております。

弁護士の田村裕輝です。

今回のコラムでは、コロナ禍の甚大な影響を受けている日本の観光地を応援すべく、何の影響力もありませんが、私なりの観光案内をしたいと思います。

私は、学生の頃から旅行をするのが好きで、20歳の頃、

「30歳までに全都道府県を踏破する」という目標を掲げ、それ以降、目標実現に向けて鋭意努力しました。

その目標は、20歳当時の私の見込みの甘さにより、また、
20歳以降の無慈悲なまでの時の流れの速さにより、
四国3県と中国地方3県を残し、実現できずに終わりました。

ですが、もちろん印象に残っている観光地等はあるので、
いくつかお伝えしたいと思います。
徒然なるままに書いていくので、全都道府県には触れません。
早速、思いつくままにいきます。

▼岩手県▼

最初は、岩手県の「小岩井農場」です。元々牧場好きな私ですが、
「小岩井農場」は大好きで、遠方ながら、すでに2回行っていきます。
具体的に何が良いか尋ねられても困るのですが、とにかく広くて
ゆったりできます。寝そべるためのベンチが設置されている場所が
あり、そこから空を眺め、心の洗濯をしたこともあります。

仔羊が牧草を食む速度が思いのほか速く、一人爆笑した
記憶もあります。一人空を眺め、仔羊を見て爆笑していた私は、
周囲の目には、変質者に映っていたに違いありません。
ここでは乳製品も買えますが、お腹の弱い私にはリスクが
大きすぎるため、買ったことはありません。

▼青森県▼

次は、北上して青森県に行きます。
美味しい食べ物は日本各地にあれども、青森の『のっけ丼』は、
美味しさに加え、エンターテインメント性に富んでいます。
これは、市場で券を購入し、どんぶりにごはんをよそってもらい、
市場内の様々なお店を回り、好きな具材を盛り付けるものです。
つまり、オリジナル丼を作れるわけですが、私を含む食いしん坊の
場合には『のっけ過ぎ丼』となり、「過ぎたるは猶及ばざるが如し」
という諺を思い出すことになります。

加えて、青森には「酸ヶ湯温泉」があります。
温泉より豪雪中継の代表という印象が強いかもしれませんが。
かくいう私も、ミーハー根性丸出しで、よくテレビで見る建物正面の
写真を撮りました（入浴もしました）。
個人的には、「三内丸山遺跡」もとても興味深かったのですが、
文量の関係で詳細は割愛します。

今回はここまでです。
（今後もまだまだ続きます♪）

▼▽▼-----
4 あとがき

▲△▲-----
今回紹介された小岩井農場は、岩手出身の私も
おすすめする観光地です（個人的には、「遠野物語」の
舞台である遠野市も是非ご紹介したいところですが・・・）。
そんな私から、小岩井農場のおすすめスポットをもう一つ。
写真好きの方には有名な「小岩井の一本桜」です。
岩手山と広大な牧草地を背景に、1本だけ凜と佇む桜の木は、
なんともいえない哀愁を誘います。

田村が薦める【観光地応援企画】は全3回に渡って
配信していきます。皆さんがおすすめする観光地が
もしかしたら紹介されるかも・・・しれませんので、今後もお見逃しなく！

さて、40号まで配信してまいりました本メルマガですが、
次号からリニューアルする予定です。
果たしてどんなメルマガが完成するか・・・
是非次回もお付き合いください。

◆◇より身近に、より迅速で、より充実したリーガルサービスへ◇◆
| 発行元 |
| 弁護士法人アルファ総合法律事務所
| 代表弁護士／税理士 保坂光彦 （メルマガ担当：松浦）
| 埼玉県所沢市日吉町14-3朝日生命所沢ビル3階

| TEL : 0 4 - 2 9 2 3 - 0 9 7 1 / FAX : 0 4 - 2 9 2 3 - 0 9 7 2
| MAIL alpha-tokorozawa@alpha-lawoffice.com
| URL [https:// alpha-lawoffice.com/](https://alpha-lawoffice.com/)
